

記入例

【様式1】

学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

第1次募集、2次募集に申請していないことについて
やむを得ない理由がある方のみ申請可能です。

私は、独立行政法人日本学生支援機構の「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を申請します。
私が現在、日本学生支援機構の奨学生である場合は、日本学生支援機構が保有する私の口座情報を本緊急給付金の振込先情報として利用することに同意します。

1. 基本情報

		提出年月日	令和 4 年 3 月 11 日											
所属する学校名		長崎大学												
学籍番号		10121***												
氏名	カナ(姓)	ナガサキ	カナ(名)	タロウ										
	漢字(姓)	長崎	漢字(名)	太郎										
生年月日(和暦)		昭和平成 15 年 1 月 1 日生	電話番号	090-****-****										
機構の奨学生番号 ※機構の奨学生のみ記入ください。		6	2	1	—	0	4	—	*	*	*	*	*	*

2. 振込先情報

※ 日本学生支援機構の奨学生は記入不要です(振込先情報の欄には斜線を引いてください)。ただし、日本学生支援機構の奨学生であっても日本学生支援機構に登録している口座が解約済であるなどの理由により、学生等の学びを継続するための緊急給付金の受取りに支障がある場合は記入してください(日本学生支援機構の奨学金の登録口座については、別途、変更の届出が必要です)。

口座名義(カナ氏名) ※通帳記載の口座名義人を記入 (ゆうちょ銀行以外の金融機関)		/											
金融機関名・支店名	銀行 信用金庫 農協										支店 営業所 出張所		
金融機関コード	店舗コード												
預金種別	普通預金												
口座番号 ※右詰で記入 (ゆうちょ銀行)	/												
ゆうちょ銀行	記号	以下の方は振込先の情報が必要ですので、必ず記入し、 通帳の写しを添付してください。 ・日本学生支援機構の奨学生でない方 ・日本学生支援機構の奨学生だが登録口座が解約済みなどの方											
	番号												

3. 申し送り事項※①～④について該当する方に○をつけ、申し送り事項を記載してください。

※ 証明書の提出が困難な理由や多子世帯、ひとり親世帯等であることや、大学等独自の授業料減免の申請状況など、大学等に申し送りすることを記入してください。なお、こちらに質問などを記載しても返信致しません。

※ 大学等1年生で予定していたアルバイトがなくなった場合等は、そのような事情を記入ください。

※ **第1次募集、2次募集に申請していないことについてのやむを得ない理由について必ず記載してください。**単に忙しかった、見落とししていた等の理由は、やむを得ない理由とはなりません。なお、申し送り事項についての**記載がない場合は審査対象外となります。**

①ひとり親世帯（母子世帯または父子世帯）： 該当する ・ **該当しない**

②多子世帯（独立した兄弟姉妹を除き3人以上）： **該当する** ・ 該当しない

→該当する場合：

	続柄	年齢	職業		続柄	年齢	職業
1人目	兄	21 歳	大学生	2人目	本人	19 歳	大学生
3人目	妹	16 歳	高校生	4人目		歳	

③R3前期または後期の授業料免除： **申請した** ・ 申請していない

④通学区分： 自宅生 **自宅外生**

【申し送り事項】※**困窮状況や家庭の状況**及び**1次・2次募集に申請していない理由**（※記入必須）

申し送り事項には、緊急給付金を申請する理由や自身の状況、
1次2次申請をしていなかったことについてのやむを得ない理由を
必ず記入すること。記入がない場合は審査対象外となります。

4. 添付書類

※ 該当書類の「チェック」欄に「○」を記入してください。該当がない場合は、添付する書類名を記載のうえ、「チェック」欄に「○」を記入してください。

チェック	書類名
○	アパート等の賃貸契約書の写し（自宅外生のみ）
	預貯金通帳の写し（日本学生支援機構の奨学生以外は必須）
	新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等（提出可能な場合）
	アルバイト先からの給与明細（減額前、減額後 ※減少がわかるものが昨年度に係るものである場合、本年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること）（任意）
○	奨学生証など認定書の写し
	その他（ ）

ご記入いただいた情報は、日本学生支援機構の学生等の学びの継続のための緊急給付金のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、文部科学省、大学等、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。